

大阪地方最低賃金審議会総会

第354回本審議会議事録

1 日 時

令和5年7月28日（金）13時30分～14時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、清水委員、鈴木委員、土井（沙）委員、松井委員

（使用者代表委員）

北畠委員、土井（玲）委員、平岡委員

（事務局）

木原局長、樋口労働基準部長、井手賃金課長、稲田主任賃金指導官、林賃金指導官、中島賃金指導官、上地最低賃金係長

4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

（3）基本問題協議会の審議結果報告等について

（4）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について

（5）令和4年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申付帯事項に関する取組状況報告について

（6）その他

(開会 13時30分)

稲田主任

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第354回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の方に申し上げます。傍聴の皆様には、既に御渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員が3名の15名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

衣笠会長

皆様、大変御暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

では、進行をさせていただきます。

では、議事(1)本年度の審議の進め方についてに入ります。

前回総会で、運営小委員会において一部継続審議と御報告しておりました本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についての検討結果につきまして、事務局から説明をお願いします。

井手課長

事務局、井手でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

前回総会におきまして、本年6月12日に開催の運営小委員会で確認されました本年度の審議の進め方などについての御了承いただきました事項でございますが、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項のうち、特定最低賃金専門部会の4(1)につきましては、以降、持ち回りの審議をいただいて、その結果、了解事項(案)が本日配付させていただいております資料1のとおりとなりましたので、御報告させていただきます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

衣笠会長

ただいま事務局から、運営小委員会の審議結果について説明がございましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

では、本年度は、運営小委員会での審議報告のとおり審議を進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。
それでは、次に、議事（２）の令和５年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。
事務局から御説明をお願いします。

井手課長

それでは、令和５年度地域別最低賃金改定の目安についての報告をさせていただきます。
中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会での審議が現在継続中ございまして、中央最低賃金審議会からの厚生労働大臣に対しての答申が行われておらず、現時点で目安額が示されていないことを御報告申し上げます。

衣笠会長

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

衣笠会長

ありがとうございます。
それでは、次、議事（３）の基本問題協議会の審議結果報告等に入ります。
事務局から御説明をお願いします。

井手課長

基本問題協議会の審議結果について御報告をさせていただきます。
本年度中央最低賃金審議会において、目安審議に用いる主要統計資料の追加や技術的見直しが行われたことを受けまして、大阪地方最低賃金審議会基本問題協議会が本年７月１０日及び２０日の２日間にわたり開催されました。これまで大阪地方最低賃金審議会において、平成１５年７月２９日付け基本問題協議会の審議結果（報告）をベースに作成、使用されていた審議資料の見直し等の検討が行われました。その結果、本日の資料、別添資料２－１、令和５年７月２８日付け基本問題協議会の審議結果について（報告）に取りまとめられましたことを御報告いたします。
以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。
ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

（ な し ）

衣笠会長

ありがとうございます。なければ、本年度は基本問題協議会からの報告に基づき、地域別最低賃金改正の審議を行うことといたします。

それでは、次、議事（４）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見についてに入ります。
事務局から説明をお願いします。

稲田主任

大阪府最低賃金改正に係る意見等につきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、本年7月4日付けで大阪府最低賃金改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がありました。そのほか、最低賃金に係る要請等もありました。この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろに置いております。

これから御意見、御要望を報告させていただきますが、共通の内容のものにつきましては、まとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側からの意見です。

7ページ、資料3-1を御覧ください。

7月19日付けで全大阪労働組合総連合（大阪労連）から、大阪府最低賃金審議会会長宛てに「大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書」の提出があったものです。

急激な物価高騰に歯止めがかからず、生活を直撃しており、最低賃金は生計費原則による普通の生活ができる水準にまで大幅に引き上げられるべきで、全労連などが行った生計費試算調査からも時間給1,500円以上の最低賃金を実現することが切実な要求となっている。海外に目を向けると、ドイツやフランスでは物価高騰に対し1年に3回も改定するなど、最低賃金の大幅な引上げに取り組んでおり、1番、物価の高騰による生活悪化を改善させるため、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること、2番、全国・全産業一律最低賃金制度を確立すること、3番、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めることの3点の要望がありました。

同日付けで、大阪労連及びその傘下の団体から意見書の提出があり、この3点の要望につきましては、共通の事項として要望がなされております。

それでは、共通項目以外の主立った内容を抜粋して報告いたします。

9ページの資料3-2は、おおさかパルコープ労働組合から、「大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,600円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書」として提出されております。

おおさかパルコープの労働者約3,000人のうち、6割を超す2,000人が非正規労働者であり、最低賃金改定に直接影響を受けていること、その非正規労働者にはシングルマザーや世帯主も多く、ダブルワーク、トリプルワークを行っている状況にある者がおり、この間の急激な物価高騰に実質賃金は低下し続け、生活が困窮していることなどから、最低賃金の1,600円の到達を求めるという意見です。

次、11ページ、資料3-3になります。

生協労連大阪府連合会から、「2023年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書」として提出されております。

大阪府の最低賃金は、昨年31円引き上げられ、時間給1,023円となり、やっと1,000円を超えたが、

この金額は1日8時間、週40時間働いても1か月17万に届かない賃金であり、年収では200万円以下で、働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の状態であることから、審議会は、大阪の労働者の実態を踏まえ、必要生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引上げに踏み込む審議を求めるというものです。

次、15ページ、資料3-4は、全国一般労働組合大阪府本部から、「中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善めざし 大阪府最低賃金1,500円以上の実現を求める意見書」として、共通事項の要請の3つに加え、最低賃金を日額、月額でも設定することを求めるものです。

次に、29ページ、資料4-1は、7月10日付けで日本労働組合総連合会（連合大阪）傘下の組合13団体から、大阪地方最低賃金審議会会長宛てに「大阪府最低賃金の引き上げを求める要請」があったものでございます。

これは、本年第2回の第353回総会で連合大阪から要請がありましたことを紹介しましたが、同じ要請の内容で提出されております。

31ページの資料4-2、35ページの資料4-3は、「生活悪化がすすむ今だからこそ、経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！ 大阪府の最低賃金1,500円の実現！！ 全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書」として、7月19日付けで、大阪労連から団体署名209筆、個人署名4,125筆、おおさかパルコープ労働組合から744筆の個人署名が提出されております。要請書はさらに追加があるとのことでした。

37ページ、資料4-4は、7月19日付けで日本共産党大阪府議会議員団から、大阪労働局長宛てに「賃上げ実現、大阪の雇用を守る重点要望」として提出されたものです。

その中で、最低賃金を時給1,500円以上へ直ちに引き上げること、物価上昇に応じた賃金水準になるような最低賃金引上げ制度をつくとともに、平均賃金水準に対する比率など均等待遇を目指す中長期的な目標を設定することなどを求めるという内容の申入れがありました。

続きまして、使用者側からの意見です。

資料を少し戻りまして、25ページ、資料3-9になります。

7月18日付けで、一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、「地域別最低賃金額改定に対する意見書」として提出があったものです。

内容としましては、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、特に中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業においても経営状況の悪化は極めて深刻な状況にあること、昨今の燃料価格の高騰に伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨たんたる結果を招いていること、一部の事業者で継続事業が困難になり、ますます廃業などを余儀なくされることが想定されます。そのため、これらのタクシー業界の現状を踏まえ、最低賃金の改正については、慎重の上にも慎重な審議と地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に斟酌するよう強く要望するというものでございます。

意見書、要請書に関する説明は以上であります。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまから、大阪府最低賃金の改正についての関係の方々から直接意見の聴取を行います。

事務局から説明をお願いします。

稲田主任

本日の意見聴取につきましては、7月4日の第353回総会において御了承いただきましたとおり、労働者を代表する委員に御選任いただきました3名の方から意見の陳述を行っていただきます。

衣笠会長

それでは、3名の方から御意見をお聞きすることといたします。

発言時間は、お一人10分以内ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

進行は事務局でお願いいたします。

稲田主任

承知しました。

それでは、最初に、ライフ労働組合、労働組合事務所パートタイマー、小関昌美様から意見陳述をいただきます。

小関陳述者

皆さん、こんにちは。ライフ労働組合の小関と申します。

本日は、この審議会でお話しさせていただくという貴重な機会をありがとうございます。

私は現在、ライフ労働組合で専従職として8年勤務させていただいております。高校を卒業し、結婚するまではスーパーマーケットのライフ、四つ葉のクローバーのライフで正社員をしていました。アルバイトをしていてとても楽しかったので、この会社でということに入社して、毎日楽しく働かせてもらっていましたが、正社員の現実は、朝から晩まで、夜遅くまで勤務して、家に帰ってくたびれている。幸い私は実家暮らしだったので、母親がご飯作って待っていてくれる感じなので、家に帰っても、誰かにその日の愚痴、温かい家庭でその日の生活を終わらせて、また次、頑張ろうという生活を繰り返すことができたので、幸せな境遇にいたんだなというのがあります。

自分が結婚して、将来を考えたときに、自分がフルタイムで働く朝から晩まで、もちろん旦那ももう最低賃金、安いという状況なので、朝から晩までとなると、子供ができたとき、家庭はどうやって回していくのだろう、でも、働かなお金がないという状況になりました。やはり子供ができれば、社員は辞め、パートタイマーという選択を選びました。

パートタイマーで働く多くの理由は、扶養控除の所得制限かと思います。しかし、パートタイマーで働く理由は人それぞれです。子供の育児、介護を理由に働く人など、私もその1人で、子供の育児

を理由にパートタイマーで働いております。現在の私生活では、夫と中学校1年生の息子、私の3人暮らしで生活しています。息子は今年の4月から中学に上がったので、子育てが一段落を迎えようとしています。昨今の物価高や今後の息子の教育費を考えると、夫の年収では少し不安が残ります。子供にも夫にも手作りの料理で家族を支えて、温かい家庭で過ごしたい、家族との時間をもっと大事にしたいという私の人生の最優先事項が今、脅かされているという現状だと思います。

扶養控除内で働いている短時間パートが多い小売業にとって、最低賃金の引上げと人員不足は表裏一体、社会保険制度の見直しも急務だということは言うまでもありません。しかし、さきに申し上げたとおり、パートタイマーで働く理由は人それぞれ、介護や育児により労働時間を制限されている方にとって最低賃金の引上げは必要不可欠だと思います。多様な人材の活用という観点でも、最低賃金を引き上げるべきだと感じています。

現在、円安による輸入コストの増加や原油価格の高騰によって、不景気にもかかわらず物価が上昇しています。このような状況が一定期間続くのであれば、生活に困窮する家庭も増加するのがもう手にとって分かると思います。教育費の出費、老後の不安に加えて昨今の物価高や光熱費の高騰が重なり、私自身もフルタイムの勤務を今後検討しています。しかし、現在の賃金水準では将来への不安が大きく、フルタイムで働き、収入が増えても消費には回せず、貯蓄をするのみとなってしまいます。これ、私ども、みんなが思っていることなのですが、介護の料金であったり、将来の年金のこともなんですけれども、岸田総理が新NISAを始めますと言っているけれども、結局自分たちのときには、NISAで積み立てたお金で介護を回せよと言っているのかなというふうに私には聞こえてきます。

最低賃金の引上げがなければ、貯蓄に回ってしまうだけで消費喚起にはつながらないという事例は、私個人の問題ではなく、各家庭でも同様のことが言えるのではないかなと思います。物価高による消費の鈍化が不景気につながるという悪循環を断ち切るのは、賃上げしかありません。このような観点からも、最低賃金を引き上げるべきだと思います。最低賃金が上がれば、働く時間も短くなって、自分たちが楽しめる時間も増えて、日本の国自体が豊かになるのじゃないかなと思います。

また、労働人口の減少により、国民1人当たりの生産性向上は必須です。最低賃金の引上げにより所得が上がって、生活が安定することによって、心のゆとり、生活が生まれ、より安心して働けると確信しています。

また、このような観点からも最低賃金を引き上げるべきだと思います。大阪府の最低賃金で、フルタイムで働いても、手取りは15万円以下、ちなみに中1の子供が塾に行きたいと言って、中1から塾に行かせたんですけれども、夏期講習代が75,000円かかりました。それだけではなく、うちは子供1人なのであれですけれども、3人子供がいれば掛ける3、3人目から子ども手当増やしますよというのだったら、1人目から大盛りいっぱいいくれって感じだと思います。

最低賃金の引上げによって、好景気の循環を生み出し、働くみんなが大阪に住みたい、大阪で働きたいと思えるために、子供が大阪で生まれて育ってよかったと思えるために、大阪の最低賃金引上げは必要不可欠です。大幅な賃金引上げをよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

稲田主任

ありがとうございました。

続きまして、連帯ユニオン関西ゼネラル支部、野口知恵様から御意見をいただきます。

野口様、よろしく申し上げます。

野口陳述者

私は、連帯ユニオン関西ゼネラル支部という組合で役員をしています野口と申します。

本日は、このような意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。

さて、私どもの組合では、約半数の組合員が非正規で働いており、正社員の組合員も、時給に換算すれば最低賃金すれすれという人が少なくありません。ですので、最低賃金が引き上げられれば、自動的に賃上げとなる組合員も本当にたくさんいます。

泉大津の中堅のドラッグストアで働いている組合員の時給も、まさに大阪府の最低賃金1,023円です。医薬品の登録販売者の資格を取れば30円の資格手当がつきますが、パート社員の全員の時給は全員とも1,023円です。もちろんボーナスもありません。フルタイムに近い形で働いていますが、毎月の手取り収入は10万円そこそこです。年収でも、手取りでいえば150万円に届きません。昨年来の物価高で、毎月の給料だけでは日々の生活すら構えられなくなっています。組合でも、春闘交渉を行い、賃上げを求めましたが、会社は、泉大津ではほかのドラッグストアのパート時給も同程度であるとして、賃上げには一切応じようとしていません。

ほかにも、大阪市内の有料老人ホームで掃除や洗濯の仕事をしている組合員がいますが、その時給も1,023円です。またほかにも、組合員で大手スーパーの生鮮食品部門で働くパート従業員の方もいますが、その方も最低賃金をやや超えるものの、ほぼ同水準で働き、生活に必要なものも購入することを渋ってしまうくらい非常に生活に苦労していると話されています。

連合の発表では、今年の春闘での賃上げは平均で3.58%とのことですが、1993年以来の高水準とのことですが、それでも物価高騰には追いついておらず、実質賃金は下がっているのではないかと思います。けれど、どこからも取り残され、今年の春に1円の賃上げもされなかった労働者が膨大にいるのです。ここ数年、最低賃金がそれなりに引き上げられてきたことは承知しています。しかし、それも物価高で帳消しになっているのが現実です。生活実感でいえば、ほとんど横ばいです。働いても、働いても、貧困から抜け出せない、その日、その日の生活で手いっぱい蓄えもできず、病気やけがでもすれば即座に破綻です。これでよいはずはないと思います。

現在の最低賃金の全国加重平均は961円ですが、岸田首相は、これを1,000円に上げる目標を示しています。加重平均なので単純には言えないとしても、39円の引上げが必要だということです。現在、時給1,023円で160時間働いているとすれば、額面の金額は163,680円です。仮に最低賃金が40円引き上げられれば、額面の金額が178,000円になります。月当たり6,400円の賃上げになります。最低賃金で働く労働者にとっては、このことは死活問題です。ぜひ岸田首相の目標を上回る最低賃金の引上げをお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

以上です。

稲田主任

ありがとうございました。お席にお帰りください。

続きまして、大阪法律関係労働組合執行委員、山口佐知子様から御意見をいただきます。

山口様、お願いいたします。

山口陳述者

全国一般大阪法律関連労組に所属します山口と申します。よろしくお願ひします。

私は、大阪市内にある弁護士の法律事務所で事務員として働いております。この業界は、事務員でも割と高度な専門知識が求められるにもかかわらず給料が安いこと、弁護士という法律の専門家が雇用主であるにもかかわらず、労基法などの法律があまり守られていないというちょっと困った特徴があります。

今年の5月に、大阪労連の呼びかけに応じて、実際に最低賃金の範囲内で生活をしてみるという体験に参加しました。我が家は、夫婦2人の世帯で子供はいません。事情があつて夫が専業主夫で、私が一家の大黒柱と言える立場なのですが、給料は大した金額じゃないので、最低賃金生活にしる、ふだんからの生活にしる、大して違いがなかったというのが正直なところです。

昨今の物価高騰は、もうすさまじいものがあります。中でも、水光熱費の増加がもう我が家の家計を直撃しました。我が家では、水、電気、ガス、合計月8,000円以内に収まっていたのですが、昨年の秋以降、1万円を超えてしまいました。家計簿をつけていらっしゃる方なら分かると思うのですが、夫婦2人の世帯で水光熱費8,000円というのは、かなり一般よりは低く抑えているほうだと思います。というのも、我が家にはクーラーはありません。昨晚とか、もう地獄です。扇風機で我慢しています。暖房器具もあるにはあるのですが、なるべくつけないで、物すごく厚着をしてしのいでいます。ほかにも、とにかく省エネ、節電の限りを尽くして、もうこれ以上切り詰めるところはないというところまで既に努力はしています。

通信費もアップしました。私たち夫婦は、スマホや携帯というものを持っていません。世間とつながっているのは、自宅のパソコンからのインターネットだけです。それでも、プロバイダーが昨年の秋にADSLのサービスを一方的に打ち切って、泣く泣く光に変えさせられて、そのおかげで通信費が1.5倍に上がりました。物価高騰の原因ではないのですが、これもアップしました。

それから、何とんでも食費、食料品の高騰がもう悲鳴を上げそうです。我が家では、もともと肉とか魚介類のたんぱく質は100グラム100円以内で買うという独自ルールを設定しています。でも、それでも昔なら、ごくたまにはお刺身とか、魚すきとか、しゃぶしゃぶなども食卓に上げることができたのですが、もうこの昨今の物価高騰で鶏肉一択、ごくたまに豚細ぐらいしか買えなくなりました。例えば、酢豚という料理があると思いますが、我が家のこの1年は豚ではなく鶏、酢鶏になってしまっています。鶏肉にしても、この我が家の独自のルールでは買うのが厳しくなっています。ふだんのランチも、外食だったりコンビニのお弁当だと高くつくので、夫に作ってもらっています。最賃生活の体験の際に、お弁当1食1食の単価を割り出して計算してみたところ、1食大体170円ぐらいでした。夫の実感によると、去年より10円から20円はそれでもアップしているようです。

飲み会もほとんど参加しませんし、そもそも交際費にお金をかける余裕はありません。趣味も、おしゃれやファッションなどにも、お金を回す余裕はありません。車も持っていません。このガソリンの高騰で、車がないとやっていけない地方、田舎の人はどうなっているんだろうかと人ごとながら心配しています。

このように、もう限りなく切り詰めた生活をもととしていたんですが、体調不良などで病院に行くと、もう最低賃金だと一気に赤字になります。先ほど最賃生活もふだんの生活も大して変わらないと申し上げましたが、最賃では、大きな違いとして医者にはかかれないということが分かりました。まさに命とか健康がもうお金によって奪われるという事態だと思います。これで子供がいたら、到底

やっていけないと思います。私は昔、不妊治療をしていたんですが、やっぱり費用の面で2年で断念しました。でも、これが最低賃金だったら、不妊治療に挑戦することすらかなわなかったと思います。

また、育英会の奨学金の今返済をしています。これも最賃では、返済は到底無理です。もともとそんなに裕福じゃない家庭で進学しようとする、奨学金に頼らざるを得ないんですが、育英会の奨学金というのはただの借金です。ただの借金なので、就職氷河期でなかなかまともな職にありつけないで、やっと職を得たとしても最賃レベルでしたら、育英会の奨学金の返済もできないですし、家庭を持つこともできません。貧困の負の連鎖を断ち切ることができないと言えます。

実は、恥ずかしながら十数年前に本当に、体験じゃなくて事実、最低賃金の給料で非正規の生活をしていたことがあります。2年ほどです。今振り返ってみると、貧すれば鈍するというのはよく言ったもので、夢も希望もなく、まともな判断力もなくしていたように思います。コスパのいいジャンクフードばかりで、食べ物に気を遣う心の余裕もなくなっていましたし、それで急性膵炎で倒れて七転八倒するとか、本末転倒したことになりました。あと、お金がないにもかかわらず、宝くじを買うようになってしまいました。私は、宝くじというのはギャンブルの一種で、ギャンブルなんてお金をどぶに捨てるようなものなので絶対に手を出さないという、本当はそういう考えの持ち主なのですが、お金に困ると思考能力がばかになるというのか、本当にわらにもすぎる思いで宝くじをその間だけ買ってしまっていました。

その後、今の職にありつけて、まあまあ、安いとはいってもちゃんと安定した給料をもらえるようになって生活が落ち着いたら、初めて勉強して資格を取ってみようと、頑張っただけで合格したので、収入もキャリアアップも図ることができました。愚痴言っとらんと自助努力しろよと、収入アップを図りたいなら頑張れよと言われるかもしれませんが、最賃レベルのときの生活のときは本当にそんな余裕がなく、頑張るためにもやっぱり落ち着いた生活、安心して暮らせるレベルのお給料が必要かと思います。個人のキャリアアップのためにも、最賃は少なくとも1,500円は必要ではないかなと思います。

最後に、最近NHKの番組で衝撃的な番組を見ました。「ジャパン・リバイバル “安い30年” 脱却への道」という番組だったんですが、それによると、この30年間の変化の一つとして、日本企業がアジア諸国で労働力を確保することが難しくなった。その理由が、世界で日本だけが給料が上がっていないので敬遠されているからだそうです。今や日本は出稼ぎの対象にならない。日本企業で働くより、現地で仕事を続けたほうが生涯賃金は高くなると、そういうふうに報道されていました。また、先日にもニュースで、日本で看護師を目指す人のための面接会をフィリピンで開催したところ、過去最少の17人とどまったと。やっぱりもう日本は給料が安過ぎて終わっちゃっている国になっているのではないのか、こういう事態を打開するためにも、最低賃金を大幅にアップすることが必要なのではないのか。ぜひそういう観点からも検討いただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

稲田主任

ありがとうございました。

意見陳述は以上のとおりとなります。

衣笠会長

ただいま3名の方から御意見をお聞きしました。御意見の内容につきまして、御質問等がございませんでしょうか。

北川委員

いいですか、本当にいろいろお話を聞きたいことあるんですけども、初めのライフの労働組合の小関さん、ちょっとお伺いしたいことがありまして、ありがとうございます。公益委員の北川と申します。

私、いつも大学で働いているので、割と年収の壁がすごく問題になっていて、最低賃金が上げられても最終的に行き着くところは変わらないから困るという話を、授業をしても常に言われていて、その点で最低賃金引上げというのは、そういう人たちにとってはちょっと釈然としないところがあるというお話をいつも聞いているのですけれども、小関さんからの立場になると、小関さんの考えでいうと、ちょっと繰り返しになるかもしれないのですけれども、最低賃金が上がることによって働く時間が減れば、例えば育児であるとか、介護であるとか、そういう生活のことも考えるとやっぱり意味があるというふうに強くお考えということによろしいでしょうか。

小関陳述者

はい。お金はいっぱいあったことにこしたことはないのですが、年収の壁というのが、103万以内で今、働かせてもらっているのですけれども、やっぱりそりゃもっと欲しいですね。普通に考えて、75,000円の夏期講習代が来てたまるなんて。働きたいのは働きたいですけれども、最低賃金を上げてもらえば、取りあえず103万枠で働く時間は短くなると思うので、その分、子供や家族と接することができてやっぱり、詳しい状況は分からないのですけれども、父親が関わる育児があると、子供は思春期のときに心穏やかに育つという見方もあると思うので、そういうことを考えれば、旦那も私も賃金を上げてもらえれば、もうちょっと家族の関わり、地域との関わり、お友達との関わり、そういうのができて、私はスーパーマーケットなんで、お客さんにも優しくできるだろうし、従業員との人間関係も優しくできると思うので、お金が欲しいですという感じですかね。お願いします。

北川委員

ありがとうございます。

すみません、本当はそれぞれに御質問したいことあって、体調不良の問題とか、最低賃金で生活しているとまともな判断力ができなくなるとか、さらに、そこから安定した職が得られるとキャリアアップにつながる思考が変わっていくという話は、かなりやっぱり体験されたからこそ分かる話だと思いました。ありがとうございます。

衣笠会長

質疑応答、どうもありがとうございました。

改めまして、意見陳述をいただいた皆様、どうもありがとうございました。

また、大阪府最低賃金専門部会の皆様におかれましては、ただいまの御意見につきまして、十分御留意の上で御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

そうしましたら、意見陳述者及び随行の方で御退席される方、このタイミングで御退席いただいて

結構です。ありがとうございます。

地域別最低賃金専門部会は、効率的な審議を行うため、目安が出る前から調査審議を始めるという専門部会の審議に関する了解事項によりまして、昨日、7月27日木曜日に第1回目を開催しており、本日のこの総会終了後の午後3時から第2回目を開催いたします。

今後の大阪府最低賃金専門部会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

稲田主任

それでは、今後の日程について説明いたします。

資料の5、令和5年度大阪府最低賃金の審議の進め方を御覧ください。

大阪府最低賃金の専門部会につきましては、第3回目を8月1日火曜日午前9時30分、第4回目を8月2日水曜日午前9時30分、第5回目を8月3日木曜日午前9時、6回目を8月7日月曜日午前9時にそれぞれ開催を予定しております。

以上です。

衣笠会長

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

衣笠会長

それでは、議事(5)令和4年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申の付帯事項に関する取組状況報告についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

井手課長

それでは、事務局から、令和4年8月4日付け大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました付帯事項について、取組状況を御報告いたします。

お手元の資料6を御覧ください。

1ページ目、I、関係省庁が連携して生産性向上に向けた設備投資のさらなる支援や取引条件の改善等、以下の支援策の早急な実施を政府に強く求めるについて、でございます。

この資料、2ページを御覧ください。

①の支援策については、最低賃金引上げに向けた環境整備のより一層の推進を図るため、業務改善助成金は令和4年9月1日に要件の緩和と拡充とが図られてございます。さらに、令和4年12月、総合経済対策を踏まえた拡充も図られ、令和4年度は、全国で過去最高となる7,239件の申請が寄せられたところでございます。

続きまして、②の下請取引の適正化について、でございます。

経済産業省中小企業庁では、令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査に基づき、交渉と転嫁の状況が芳しくない親事業者に対して、指導、助言を実施しております。また、一層の自主的な取引条件の改善を促す観点から、発注側企業約150社の交渉と転嫁の状況リストを公表してござ

います。令和5年3月の価格交渉促進月間では、中小企業30万社へのフォローアップ調査を行うとともに、300名に増員されました下請Gメンにより、年間1万件のヒアリングを実施しまして、価格転嫁対策の強化が図られたところでございます。

さらに、厚生労働省の取組について、でございます。1月から3月までを集中取組期間と定めまして、労働基準監督署では定期監督等の際、事業場の業種・職種の平均的な金額が分かる資料や業務改善助成金をはじめとした賃金引上げに向けた支援施策の一覧を用意いたしまして、事業主の方々に賃金引上げの検討について働きかけを行っております。また、賃金引上げに関するウェブページ「賃金引上げ特設ページ」を開設いたしまして、賃金引上げに関する企業の好取組事例であったり、平均的な賃金額の検索機能、また、支援策についての情報発信を行っております。

続きまして、II、大阪労働局に対する5つの項目について、取り組んでまいりました状況を順を追って御説明いたします。

3ページを御覧ください。

まず1項目、大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うことについてでございます。

周知広報は、従来から、できるだけ多くの大阪府民の方々に知っていただくよう様々な手段を図ってまいりました。大阪府内全自治体への広報誌の掲載依頼、ケーブルテレビ番組への出演、包括連携協定を結んでおります金融機関での周知など、様々な媒体や機会を活用し、積極的に取り組んでまいりました。

4ページに掲載しております大阪府最低賃金のリーフレット・ポスター類でございますが、約2,500件の機関、団体、事業場へ配付、周知を図ってまいりました。

続きまして、5ページを御覧ください。

ハローワークにおきましては、官報公示時点で10月1日以降、最低賃金を下回ることとなる求人票を提出されている求人者に対しまして、最低賃金改正のお知らせのほか、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターや事業主支援策についても周知を図ってございます。

また、大阪労働局雇用保険電子申請事務センターにおきましては、電子申請で届出があった事業主等に対しまして、処理完了の書類を返信する際に大阪局版のリーフレットの電子データ等をお知らせとして添付いたしまして、最低賃金の改正であったり、事業主支援策の周知を図ってまいりました。

次に、履行確保の取組について、でございます。

令和4年度までの最低賃金主眼監督の件数と違反率の推移を掲載してございます。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議に基づきまして、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備のため、1月から3月までを集中取組期間といたしまして、大阪府内の全労働基準監督署におきまして最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導を実施しております。

今後におきましても、関係機関と連携させていただきまして、中小・小規模事業者の皆様方が利用することが見込まれる場所でのポスターの掲出、リーフレットの配架など、様々な媒体や機会を捉まえて、最低賃金等の周知広報に取り組んでまいります。

また、最低賃金主眼監督の結果、一定数の違反が認められる事業場がございますので、引き続き履行確保のための監督指導の徹底も図ってまいります。

次に、2項目め、中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように、関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特

に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進することをございます。

6ページを御覧ください。

令和4年度も9月を最低賃金周知・支援月間といたしまして、その取組概況と実施要綱を大阪労働局全体の取組としてプレスリリースさせていただきました。また、労使団体をはじめ自治体や支援機関など、中小企業と関わりの深い機関に対しまして、積極的な周知の御協力をお願いしております。

労働基準監督署におきましては、賃金改定の影響が特に大きいと思われる事業場を選定いたしまして、労働基準監督署職員が個別に訪問や電話などで、改定賃金額であったり、事業主支援策を周知する取組を行ってまいりました。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、業務改善助成金のセミナーを開催するなど、働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口といたしまして、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じております。

また、大阪働き方改革推進会議、最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員の方々へは、傘下の団体、企業様へ周知していただくよう御協力のほうをお願いしております。

続きまして、8ページを御覧ください。

こちらのほうには、大阪での業務改善助成金など、支援策の活用状況について掲載してございます。

令和4年度につきましても、最低賃金確定以降、改定賃金額と賃金引上げの支援策の周知を一刻も早く行うため、大阪労働局を挙げて対応いたしますとともに、各関係機関、労使団体のお力を借りまして取り組んでまいりました。

引き続き、賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金の周知と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるため、制度、助成金等の幅広い相談に応じる大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを積極的に周知いたしまして、それぞれの利活用促進に取り組み、また、関係団体、関係省庁と連携し、事業主支援策の周知を図ってまいりたいと思います。

続きまして、3項目めの行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請することについてでございます。

こちらにつきましては、厚生労働省労働基準局長からは各都道府県知事と政令指定都市の市長に宛てて、大阪府内の政令指定都市以外の各自治体へは大阪労働局長と知事連名で、国の在阪行政機関へは大阪労働局労働基準部長名で、委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書を発出しております。

また、自治体が発注する業務委託契約等の最低賃金履行確保のための情報の連携強化を図るため、今年7月5日には、枚方市と最低賃金法違反に係る情報の提供に関する協定を締結しております。大阪市、堺市に続きまして3例目となります。枚方市との協定締結は、マスコミにも取り上げられてございます。あと、ツイッターでは、こちらの閲覧回数が1万を超えるなど、最低賃金履行確保の取組を広く周知することができました。

今後も、大阪府内の全ての自治体、在阪行政機関に対する最低賃金履行確保のための配慮要請を実施してまいります。

また、大阪市、堺市、枚方市とは、最低賃金法違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を確実に実施し、未締結の自治体へは、協定の締結への働きかけを行ってまいりたいと思います。

最後、4項目め、下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において、最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこととさせていただきます。

全国中小企業振興機関協会が開催します下請かけこみ寺事業に係る近畿ブロック情報連絡会議に、今年5月2月に出席いたしまして、取組状況であったり、事例についての意見交換を行いました。

労働基準監督署では、賃金の引上げの意向を持たないことなどを把握した事案で、その要因として買ったたきなどが疑われる行為が存在しているおそれのある場合、公正取引委員会、中小企業庁、または国土交通省に通報を行い、法令遵守の徹底を図っております。なお、こちらについては、令和4年度からは、賃金引上げの阻害要因として買ったたきなどが疑われる場合は、労働基準関係法令の違反が認められなくても、公正取引委員会、中小企業庁、または国土交通省に通報を行うよう拡充が図られてございます。

所管官庁と関係官庁との連携スキームは、このように整備されておりますので、引き続き連携を行い、最低賃金法違反などの背景を見極め、所管官庁への通報を確実に行ってまいりたいと思います。

付帯事項5項目めにつきましては、ただいま御説明いたしました4項目の取組状況を検証し、本総会で報告させていただくことになっております。

これらの取組につきましては、引き続き積極的に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

令和4年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）付帯事項への取組についての取組状況の御報告は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

以上の説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

（ な し ）

衣笠会長

ありがとうございました。

では、続きまして、議事（6）その他に入ります。

その他、何かございますでしょうか。

（ な し ）

衣笠会長

いいですか。労働者側もよろしいですか。

（ な し ）

衣笠会長

事務局は特にございませんか。

(な し)

衣笠会長

では、特になければ、次回の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

稲田主任

次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、8月7日月曜日午後2時からの予定としております。会場は、同じ大阪地方合同庁舎4号館2階第2共用会議室になります。

また、本日午後3時から、第2回の専門部会の委員様におかれましては2号館になりますので、一旦4号館を出ていただきまして、2号館1階の受付にて再度入館手続のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

衣笠会長

委員の皆様、次回もよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 14時30分)